### 平成30年度辰野町地域おこし協力隊募集要領

町の中央部を天竜川と横川川が流れ、ゲンジホタルが町内全域に発生する自然豊かな町です。なかでも天竜川のほとり「松尾峡」のゲンジボタルの発生数は東日本随一といわれています。町域の8割以上を占める森林は多くの緑と豊かな水を湛え、米作を中心とする農業や観光等の産業基盤を支えています。

町の北部には初期中山道で栄えた「小野宿」の歴史的住居群が今なお残り、昭和末期にJR中央東線が岡谷・塩尻間を短絡するまでは交通の要衝として栄えた町です。

町の特産品は、農産物では米・りんご、林産物ではマツタケです。そのほか地酒「夜明け前」や「ぎたろう軍鶏」も有名です。また、中心市街地を見下ろす大城山山頂付近には、緯度と経度がゼロ分ゼロ秒で交わる地点「ゼロポイント」があります。日本地図でみると本州の中ほどに位置するため、以前から「日本の中心」をアピールしています。

町の基幹産業は精密機械を中心とする第2次産業で、製造業の就業者割合が多く、塩尻・松本方面、 岡谷・諏訪方面、伊那方面に開けている土地柄から就労条件には恵まれているといえます。

町の将来像「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」の実現に向けて、まちづくりの合い言葉を「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」とし、町を愛する人を大切にし、今、住んでいる人や町外に転居した人、辰野町民以外の人も、誰もが住みたくなるまちを、皆が参加して創っていきます。

私たちと共に、地域力の維持・活性化を担う地域おこし協力隊員を募集します。

### 1. 業務の概要

- (1) 農泊推進、移住定住に関する活動 (募集人員:1名)
  - ・農泊推進事業(地域資源の磨き上げ、地域資源(観光)を活用した人の呼び込み、地域資源(農作物)の商品開発・販路開拓等)に関すること
  - ・事業に関する連絡調整
  - イベントの開催
  - 情報発信
- (2) 移住・定住の推進に関する活動 (募集人員:2名)
  - ・町が運営する移住・定住応援ホームページの更新とブログ等による情報発信
  - 移住セミナーの企画運営や移住者交流会の運営補助
  - ・空き家バンク利用希望者に対する物件案内
  - ・田舎暮らし体験プログラムの企画運営
  - ・その他、移住・定住の推進に関わる事項
- (3) 観光の推進に関する活動 (募集人員:1名)
  - ・観光モデルコースの開発、観光資源の新たな有効活用の研究
  - ・観光イベントの企画運営
  - ・効果的な観光情報の発信と誘客促進

- ・観光協会の推進に関する活動
- ・その他、観光の推進に関する活動
- (4) 遺跡の保護活動に関する活動 (募集人員:1名)
  - ・開発側との保護協議から、遺跡の内容を把握するための試掘調査、本調査(調査報告書刊行) までのすべての業務
  - ・これまで調査された遺跡の調査成果を活用しての普及・公開活動
  - ・将来にわたる調査成果の保存・管理活動 など
- (5) 地域づくりに関する活動 (募集人員:1名)
  - ・地域おこし、元気なまちづくりのための発案・提案
  - 若者によるまちづくり
  - ・ふるさと納税 返礼品の提案
  - ・交流事業、観光関連事業の企画・運営
- (6) 総合アウトドア開発に関する活動 (募集人員:2名)
  - ・たつの未来館(仮称)運営
  - ・ 荒神山公園全体、辰野町全体、広域連携などたつの未来館(仮称)を拠点とした、総合アウトドア開発の企画運営

## 2. 応募資格

- (1) 年齢が20歳以上45歳以下の方(平成30年4月1日現在)
- (2) 条件不利地域(※1)以外の地域から生活の拠点を辰野町(※2)へ移し、住民票を異動することができる方
- (3) 原則として、本町の区域内に住所を定めたことがない方
- (4) 本町に1年以上の居住を予定している方
- (5) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる方
- (6) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に活動を遂行できる方
- (7) 普通自動車運転免許を取得している方(平成30年3月31日までに取得見込みの方を含む。)
- (8) パソコンの一般的な操作ができること
- ※1 条件不利地域とは、過疎地域自立促進特別措置法(平成12 年法律第15 号)、山村振興法(昭和40 年法律第64 号)、離島振興法(昭和28 年法律第72 号)、半島振興法(昭和60 年法律第63 号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29 年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44 年法律第79号)及び沖縄振興特別措置法(平成14 年法律第14号)の各法により指定された地域を有する市町村(政令指定都市は当該地域のみ)。
- ※2 3 大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、 兵庫県及び奈良県内の市町村)以外の地域(政令指定都市を除く)から住所を移す場合は、辰野 町内に限る。

### 3. 隊員の委嘱

応募資格を満たす方の中から、町長が委嘱します。(町との雇用関係はありません。) なお、町長が、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱すること があります。

## 4. 委嘱期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日(最長で3年まで延長する場合があります。) ※ただし、(3) 観光の推進に関する活動については、平成30年4月1日以前も可能です。

### 5. 報償費

隊員の報償費は、月額 180,000 円とします。

※雇用の形態ではなく、委嘱となりますので、雇用保険には加入しません。また、健康保険等は、 各自で対応してください。

### 6. 活動形態等

協力隊の業務に従事する時間は、週30時間を基本とし、活動状況等を町長に報告する必要があります。

隊員の活動に必要と認められる作業道具、消耗品、旅費等の経費は、町が負担します。 兼業は制限していません。

# 7. 住居

委嘱期間中の住居は、町が無償で貸与します。

※ 転居に係る費用、生活備品及び光熱水費等は、個人負担となります。

# 8. 車両

隊員の活動に必要な車両は、町が無償で貸与します。

# 9. 応募方法等

応募用紙に記入のうえ、下記の書類を添付して辰野町役場まちづくり政策課へ持参又は郵送してください。

提出書類:応募用紙、住民票の写し、運転免許証の写し(取得済みの場合) (提出書類は返却しません)

※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

### 10. 応募受付期間

平成29年11月18日(土)から平成30年2月1日(木) ※郵送の場合は必着

## 11. 選考方法

書類及び面接による審査を行います。 面接のために要する交通費等は、応募者の負担となります。 選考結果は、追って文書で通知します。

# 12. 応募・問い合わせ先

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

辰野町役場 まちづくり政策課 担当:高津

電話 0266-41-1111 内線 2226 Fax 0266-41-4651 E-mail: tyakuba@town.tatsuno.lg.jp